

障害に関する各種制度の延長措置

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各障害者手帳などの更新手続きについて、更新期限などを延長します。各手続きなど詳しくはお問い合わせください。

◎身体障害者手帳の再認定および療育手帳の再判定

対象 「再認定」または「次の再判定年月」が、令和2年3月～令和3年2月までの方

延長措置 更新期限を1年間延長します。申請などの手続きは不要です。千葉県から期間が延長された旨を通知する文書が送付されますので、手帳の期限が切れた場合は、手帳と併せて通知文書を携帯してください。

◎精神障害者保健福祉手帳の更新

対象 令和3年2月28日までに手帳の有効期限を迎える方のうち、更新時に医師の手帳用診断書の必要がある方

延長措置 更新しようとする手帳の有効期限から1年間、診断書の提出を猶予します。※診断書の提出以外には有効期限の前後3カ月以内に更新の手続きが必要が必要です。

◎自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)

対象 令和3年2月28日までに有効期限を迎える方

延長措置 有効期限を1年間延長します。申請などの手続きは不要です。新たな医療受給者証は交付されませんので、お持ちの受給者証をそのままお使いください。※現在認定されている内容に変更がある場合は変更申請が必要です。※更生医療・育成医療については、手術が必要な治療、入院を伴う治療の継続、病院や薬局・治療方針の変更などがある場合には、申請が必要です。

☎ 障害福祉支援課・内線384

詳しくは

または 



好きなキャッシュレス決済で
使えるポイントが

9月1日から
ポイント付与
開始!

5,000

付与率
25%

上限 円分
もらえちゃう!

マイナンバーカードを使って、マイナポイントの予約・申込を行い、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をするとポイントが付与されるのが、「マイナポイント」の仕組みです!

マイナンバーカードの
申請はお早めに!

1 取得

マイナンバーカードを
取得

2 予約

マイナポイントを
予約

3 申込

マイナポイントを申込
(キャッシュレス決済サービスの選択)
チャージorお買い物

3STEP

※スマートフォンなどによるオンライン申請が可能です。マイナンバーカードの受け取りに際しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、混雑を避けた上でご来庁ください。
 ※マイナポイント事業をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問などには十分注意してください。
 ※マイナポイントの予約・申込のサポートは、マイナポイント事業公式ホームページ記載の「マイナポイント手順スポット」でお受けください。

お問い合わせ  0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。
 平日: 9時30分～20時00分 土日祝: 9時30分～17時30分

若草大橋有料道路の通勤時間帯(平日) 無料措置を実施

利根川架橋「栄橋」の通勤時間帯の渋滞緩和を図るため、「若草大橋有料道路」の平日朝の無料時間帯を延長し、栄橋の車両通行量を分散させるための無料措置を実施します。

期間 9月1日(火)～12月31日(土)の平日のみ、午後8時～翌午前8時

対象車両 全車種

☎ 利根町役場企画課 ☎0297-68-2211

住まいに関する制度

○若い世代の住宅取得補助金制度

40歳未満(既婚者の場合は、夫婦どちらかでも可)であり、4月1日以降に市内に住宅を取得(所有権登記)し、下表の補助要件①②のいずれかまたその両方に該当する方が対象です。

3月31日までに住宅を取得した方でも、取得日から1年以内であれば申請ができます。

| 補助要件 | | 補助金額 |
|-----------|----------------------|------|
| 補助要件① | 市内東側での住宅取得 | 10万円 |
| 補助要件② | 取得者またはその配偶者が市外からの転入者 | 5万円 |
| 最大15万円の補助 | | |

○住宅リフォーム補助金制度

居住する個人住宅(所有権登記済み)のリフォーム工事を、市内登録事業者などで行い、定住する方に工事費用の一部を補助します。※リフォーム工事の契約締結前(工事施工の実施前)の申請が必須です。※住宅リフォーム補助制度を利用し、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の要件に適合する場合、住宅金融支援機構が提供する【フラット35】の当初5年間の借入金利を0.25%引き下げることができます。

受付期間 令和3年1月29日(金)まで

対象 20万円(税込)以上のリフォーム工事

○増改築等工事施工業者紹介制度

住まいの増改築・修繕などで、施工業者が分からずお困りの時はご相談ください。

我孫子市住宅センター協議会を通じ施工業者を紹介しています。

対象 設計・耐震診断・建築工事・屋根工事・建具工事・塗装工事・内装工事・電気設備工事・造園工事・エクステリア工事など

○液状化対策工事補助金制度

東日本大震災により液状化被害を受けた建物の土地に液状化対策工事を行い、住宅などを建築する場合、補助金を交付しています。

補助対象となる土地や建物などの条件を確認する必要があります。

補助額 液状化対策工事費の2分の1(最大50万円)

☎(共通) 建築住宅課・内線601

○空き家バンク、マイホーム借上げ制度

「空き家バンク」は、市内の空き家などの有効活用を目的に、空き家などを貸したい・売りたい所有者の物件を登録し、空き家を利用したい方へ広く情報を伝え双方を結びつける制度です。「マイホーム借上げ制度」は、空き家などの住宅をお持ちの50歳以上の方を対象とした(一社)移住・住みかえ支援機構「JTI」が実施する、空室時も家賃保証のある制度です。住宅をJTIが借り上げて希望者に転貸することで有効活用できます。

☎ 空き家バンク…建築住宅課・内線601、マイホーム借上げ制度…JTI ☎03-5211-0757

○耐震診断費用・耐震改修工事費用助成制度

申請は、必ず耐震診断および耐震改修工事の契約、工事を実施する前に行ってください。

対象 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅・分譲マンション

◎木造住宅耐震診断助成

受付期間 12月25日(金)まで

助成棟数 先着10棟

◎木造住宅耐震改修工事助成

受付期間 11月30日(月)まで

助成棟数 先着5棟

◎マンション耐震診断助成

受付期間 9月30日(火)まで

助成棟数 先着1棟

各制度の申請方法や補助金額など詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎ 建築住宅課・内線528

